【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後
第2章 関税の確定，納付，徴収及び還付
第1節 通則
（協定税率を適用する国）
3 —3 法第3条ただし書の規定に基づき，協定税率を適用する国は，次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

| 国（地 域）名 | 国定 <br> 税率 | 協定 <br> 税率 | 便益 <br> 税率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （アジア州） <br> （省略） <br> カザフスタン <br> （省略） |  |  |  |

（注 1 ）国名末尾に※印の付されている国は，1994年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。
（注2）本表に記載されている国（地域）であって，外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては，当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を，本表に記載 されている国（地域）に，それぞれ準用するものとする。

## 第2節 申告納税方式による関税の確定

（通関業者による代理申告）
7 －2 通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは，次 による。
（1）～（2）（省略）
（3）定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合にお いても，通関業者による代理申告を妨げない（法律的には，限定申告者 が貨物の輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に輸入

改正前
第2章 関税の確定，納付，徴収及び還付

## 第1節 通則

（協定税率を適用する国）
3 —3 法第3条ただし書の規定に基づき，協定税率を適用する国は，次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

| 国（地 域）名 | 国定 <br> 税率 | 協定 <br> 税率 | 便益 <br> 税率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （アジア州） |  |  |  |
| （同左） |  |  |  |
| カザフスタン※ ※ |  |  |  |
| （同左） |  |  |  |

（注1）国名末尾に※印の付されている国は，1994年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。
（注2）本表に記載されている国（地域）であって，外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1 「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては，当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を，本表に記載 されている国（地域）に，それぞれ準用するものとする。

第2節 申告納税方式による関税の確定
（通関業者による代理申告）
7－2 通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは，次 による。
（1）～（2）（同左）
（3）定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合にお いても，通関業者による代理申告を妨げない（法律的には，限定申告者 が貨物の輸入者たる商社等に輸入を依頼し，その商社等が通関業者に通

## 別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

## 改正後

を依頼し，その輸入取引者が通関業者に通関を委任することによつて，復代理があつたものと解する。）が，この場合においては，輸入（納税 ）申告書等の「輸入者」欄の上位に限定申告者の住所，氏名及び電話番号を，その下位に輸入取引者の住所，氏名及び電話番号をそれぞれ記載 するとともに，「代理人」欄に当該輸入取引者から通関手続の委任を受 けた通関業者の住所，氏名及び電話番号を記載し，押印させる。なお， この場合においては，限定申告者と輸入取引者との関係について，購入依頼書等の書類による確認を行うこととするが，継続して輸入申告され る場合であつて，税関において支障がないと認めるときは，有効期限 （2 年を限度とする。）を付した包括的な購入依頼の事実を証する書類 （例えば，限定申告者が作成した輸入依頼商社の一覧表）を提出させる ことにより，個々の輸入申告の際の確認は省略して差し支えない。
（担保の提供等）
9の6－6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は，次による。
（1）次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には，それぞれの場合に応じ，「担保提供書」（C—1090）2 通に同条各項に掲げる次の書類等を添付して提出する。
なお，一括担保の場合は，当該一括担保を使用する二以上の税関官署 のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。
イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号に掲げる担保
（イ）甲種国債登録簿に登録した国債（以下「登録国債」という。）で あるとき 登録済通知書
（口）振替株式等（令第 8 条の 2 第 1 項に規定する振替株式等をい う。以下この項及び後記 9 の 6－10 において同じ。）であるとき「振替株式等担保提供•解除申出書」（C—1095）2通
（ハ）上記（イ）又は（ $~$ ）以外のものであるとき 供託書の正本
ロ 国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号までに掲げる担保
登記事項証明書，登記簿若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類八 国税通則法第50条第6号に掲げる担保

保証人の作成した「保証書」（C—1100）又は法令保証証券（輸入貨

改正前
関を委任することによつて，復代理があつたものと解する。）が，この場合においては，輸入（納税）申告書等の「輸入者」欄の上位に限定申告者の住所，氏名及び電話番号を，その下位に輸入者たる商社等の住所，氏名及び電話番号をそれぞれ記載するとともに，「代理人」欄に当該商社等から通関事務の委任を受けた通関業者の住所，氏名及び電話番号を記載し，押印させる。なお，この場合においては，限定申告者と輸入者たる商社等との関係について，購入依頼書等の書類による確認を行 らこととするが，継続して輸入申告される場合であつて，税関において支障がないと認めるときは，有効期限（2 年を限度とする。）を付した包括的な購入依頼の事実を証する書類（例えば，限定申告者が作成した輸入依頼商社の一覧表）を提出させることにより，個々の輸入申告の際 の確認は省略して差し支えない。
（担保の提供等）
9の6－6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は，次による。
（1）次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には，それぞれの場合に応じ，「担保提供書」（C—1090）2 通に同条各項に掲げる次の書類等を添付して提出する。
なお，一括担保の場合は，当該一括担保を使用する二以上の税関官署 のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。
イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号に掲げる担保
（イ）甲種国債登録簿に登録した国債（以下「登録国債」という。）で あるとき 登録済通知書
（口）振替株式等（令第 8 条の 2 第 1 項に規定する振替株式等をい ら。以下この項及び後記 9 の 6－10 において同じ。）であるとき「振替株式等担保提供•解除申出書」（C—1095）2通
（ハ）上記（イ）又は（口）以外のものであるとき 供託書の正本
ロ 国税通則法第50条第3号から第5号までに掲げる担保
登記事項証明書，登記簿若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類
八 国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる担保
保証人の作成した「保証書」（C—1100）又は法令保証証券（輸入貨

| 改正後 | 改正前 |
| :---: | :---: |
| 物に係る納税保証） <br> なお，据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」（C—1105 又は C <br> —1106）又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用） <br> とするが，一括担保の場合の法令保証証券は，法令保証証券（輸入貨 <br> 物に係る納税保証：一括保証用）とする。 <br> 二 国税通則法第 50 条第 7 号に掲げる担保 供託書の正本 <br> （2）提供しようとする担保が上記（1）のイ，ロ又はニの担保であって，担保を提供しようとする者が，第三者の所有財産を担保として提供する場合には，当該第三者が担保として提供することを承諾した旨の書類及び当該第三者の印鑑証明書を提出するものとする。 <br> （3）提供された担保が上記（1）のロの担保であるときは，原則として，そ の担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がな されていないものに限る。 <br> （4）限定申告者が提供する担保が，輸入取引者の納税に係る上記（1）の八 の担保（以下「輸入取引者の保証書等」という。）であるときは，（1）当該輸入取引者が当該限定申告者の納税を連帯して保証すること及び当該輸入取引者が輸入取引者の保証書等を当該限定申告者の納税の担保とし て提供することを承諾した旨の書類，（2）当該輸入取引者の印鑑証明書及 び（3）輸入取引者の保証書等の保証人が，輸入取引者の保証書等が当該限定申告者の納税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を，輸入取引者の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。 <br> なお，担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には，当該輸入取引者 の名称及び輸入取引者の保証書等の保証人の名称を併せて記載すること とし，当該担保が既に税関に提供したものである場合は，担保預り証番号も記載する。 <br> （5）一括担保を提供している者が，当該担保の対象となる税関官署を追加しようとする場合には，「保証通知書（税関官署追加用）」（C—1107）又は保証通知書（権利者追加用）を受理税関官署へ提出する。ただし，当該税関官署の追加は，当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しな い場合に限り認めるものとする。 <br> （6）提供しようとする担保が保全担保であるときは，担保提供書の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は，担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。 | 物に係る納税保証） <br> なお，据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」（C—1105 又は C —1106）又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用） とするが，一括担保の場合の法令保証証券は，法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。 <br> 二 国税通則法第50条第7号に掲げる担保 供託書の正本 （新規） <br> （2）提供された担保が上記（1）の口の担保であるときは，原則として，そ の担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がな されていないものに限る。 <br> （新規） <br> （3）一括担保を提供している者が，当該担保の対象となる税関官署を追加しようとする場合には，「保証通知書（税関官署追加用）」（C—1107）又は保証通知書（権利者追加用）を受理税関官署へ提出する。ただし，当該税関官署の追加は，当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しな い場合に限り認めるものとする。 <br> （4）提供しようとする担保が保全担保であるときは，担保提供書の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は，担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。 |

## 改正後

なお，保全担保に係る提供額は，担保提供命令額を下回ることはでき ないが，担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供することを妨げない。
（7）提供しようとする保全担保が併用担保である場合は，担保提供書の「担保金額」欄のかつこ書に，保全担保に係る提供額を記載する。
この場合において，当該保全担保に係る提供額は，法第9条の2第1項から第 3 項までに規定する納期限延長及び法第 73 条第 1 項に規定す る輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。
（8）保全担保を提供している者が，新たに担保を提供することなく併用担保における保全担保の提供額を変更する場合には，変更後の保全担保 の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預り証を添えて，変更前 の担保を提供した税関官署へ提出する。
（9）担保を受理することが適当であると認めたときは，担保預り証（担保提供書の交付用）をその提供者に交付する。なお，一括担保の場合 は，受理税関官署の長が担保預り証をその提供者に交付することを求め る。
（10）提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書 （据置担保用）」（C—1106）である場合で当該保証期間を更新しないと きは，「保証期間の非更新についての届出書」（C—1108）2 部を保証期間が満了する 1 月前までに提出する。なお，一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は，受理税関官署に提出する。
（11）令第8条の2第2項に規定する「振替の申請」とは，振替株式等を担保として提供しようとする者が，当該振替株式等の振替口座簿を管理 している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうの で，担保提供者から上記（1）のイの（ロ）に該当する担保の提供の申出があ った場合は，当該担保提供者に対し，当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。

## 第6章 通 関

$$
\text { 第 } 1 \text { 節 一般輸出通関 }
$$

改正前
なお，保全担保に係る提供額は，担保提供命令額を下回ることはできな いが，担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供 することを妨げない。
（5）提供しようとする保全担保が併用担保である場合は，担保提供書の「担保金額」欄のかっこ書に，保全担保に係る提供額を記載する。
この場合において，当該保全担保に係る提供額は，法第 9 条の 2 第 1項から第3項までに規定する納期限延長及び法第 73 条第 1 項に規定す る輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。
（6）保全担保を提供している者が，新たに担保を提供することなく併用担保における保全担保の提供額を変更する場合には，変更後の保全担保 の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預り証を添えて，変更前 の担保を提供した税関官署へ提出する。
（7）担保を受理することが適当であると認めたときは，担保預り証（担保提供書の交付用）をその提供者に交付する。なお，一括担保の場合 は，受理税関官署の長が担保預り証をその提供者に交付することを求め る。
（8）提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書 （据置担保用）」（C—1106）である場合で当該保証期間を更新しないと きは，「保証期間の非更新についての届出書」（C—1108）2 部を保証期間が満了する 1 月前までに提出する。なお，一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は，受理税関官署に提出する。
（9）令第 8 条の 2 第 2 項に規定する「振替の申請」とは，振替株式等を担保として提供しようとする者が，当該振替株式等の振替口座簿を管理 している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうの で，担保提供者から上記（1）のイの（ロ）に該当する担保の提供の申出があ つた場合は，当該担保提供者に対し，当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。

第6章 通 関

$$
\text { 第 } 1 \text { 節 一般輸出通関 }
$$

（他法令による許可，承認等の確認）

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後
$70-1$－1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用に ついては，次による。
（1）法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は，別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり，当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は，同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については，輸出申告の祭に，同表の第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等により，同項に規定す る許可，承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。
（2）法第 70 条第 2 項に規定する他の法令は，別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令であり，当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は，同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については，税関の審査及び法第 67 条の検査の際に，同表の第 3 欄に掲げる証明書等により，同項に規定する検査の完了又は条件の具備について，その証明を求め確認するものとする。
（3）他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1 の第3欄に掲げ る許可書又は承認書等又は別表第 2 の第 3 欄に掲げる証明書等につい て，輸出者より返却の申出がある場合であって，税関が返却することが適当であると認めた場合は，処理済の記載を行った上，輸出許可後に輸出者に返却して差し支えない。
（4）別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「その写し」と規定され，写しに よる証明又は確認が可能な場合であっても，税関の審査の際に，原本に より確認する必要があると判断した場合は，原本の提示を求めるものと する。

別表第1

| 法 令 名 | $\begin{aligned} & \text { 輸出の規制に } \\ & \text { 関する条項 } \end{aligned}$ | 確認する許可書又は承認書等 |
| :---: | :---: | :---: |
| Y. <br> （省略） | （省略） | （省略） |
| ロ．輸出の制限，禁止関係 （ 1 ）～（ $=$ ） <br> （省略） | （省略） | (省略) |

$70 — 1$ —1 輸出貨物についての法第 70 条の規定の適用については，次によ る。
（1）法第 70 条第1項に規定する他の法令には，次のようなものがあるの で，これら他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書又は承認書等を輸出申告書に添付させたうえ提出させて，他の法令に規定する輸出規制の解除を確認する。
（新規）
（新規）
（新規）


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。
改正後

\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{3}{|c|}{改正後} \& \multicolumn{3}{|c|}{改正前} <br>
\hline （削除）

$\underline{\text { 別表第2 }}$ \& \& \& \multicolumn{3}{|l|}{（2）法第70条第2項（（検査の完了又は条件の具備の確認））に規定する審査の完了又は条件の具備を必要としている他の法令には，次のような ものがあるので，これら他の法令の規定により必要とされる検査の完了又は条件の具備を証する書類を便宜輸出申告の際に提出させて確認 する。} <br>
\hline 法 令 名 \& 輸出の規制に
関する条項 \& 確認する証明書等 \& 法 令 名 \& 適 用 条 項 \& 確認する許可書又は承認書等 <br>

\hline イ。麻薬及び向精神薬取締法 （昭和28年法律第14号） \& | 第50条の11（輸出 ））第50条の 27 （（業務 の届出）） |
| :--- |
| 第50条の30（（麻薬等原料輸出業者の輸出の届出））第50条の32（（麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出）） |
| 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 |
| （昭和28年厚生省令第14号）第30条第2号（（携帯輸出 ）） | \& | （1）自己の疾病の治療を目的と して向精神薬を携帯して輸出す る場合には，規則第30条第2号 に掲げる自己の疾病の治療のた め特に必要であることを証する書類（具体的には処方せんの写 し又は患者の氏名，住所，向精神薬の品名，数量を記載した医師の証明書）又はその写し |
| :--- |
| （2）麻薬等原料輸出業者が，第 50条の 30 の規定により，麻薬及 び向精神薬取締法試行令（昭和 28年政令第57号）第8条の2 （（第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料））に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣 に届け出て輸出する場合には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつさ れた規則第45条の4（（輸入又は輸出の届出））に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し |
| （3）麻薬等原料輸出業者が，法 | \& イ。麻薬及び向精神薬取締法 （昭和28年法律第14号） \& | 第50条の11（（輸出 ）） |
| :--- |
| 第50条の 27 （（業務 の届出）） |
| 第50条の30（（麻薬等原料輸出業者の輸出の届出）） |
| 第50条の32（（麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出）） |
| 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 |
| （昭和28年厚生省令第14号）第30条第2号（（携帯輸出 ）） | \& | （1）自己の疾病の治療を目的と して向精神薬を携帯して輸出す る場合には，規則第30条第2号 に掲げる自己の疾病の治療のた め特に必要であることを証する書類（具体的には処方せんの写 し又は患者の氏名，住所，向精神薬の品名，数量を記載した医師の証明書） |
| :--- |
| （2）麻薬等原料輸出業者が，第 50 条の 30 の規定により，麻薬及 び向精神薬取締法試行令（昭和 28年政令第57号）第8条の 2 （（第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料））に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣 に届け出て輸出する場合には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつさ れた規則第45条の4（（輸入又は輸出の届出））に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 |
| （3）麻薬等原料輸出業者が，法 | <br>

\hline
\end{tabular}

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 口。 <br> （省略） | （省略） | 別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のらち同令第 8 条の 2 に規定 する特定麻薬向精神薬原料以外 のものを輸出する場合には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われてい る者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し <br> （4）麻薬等原料輸出業者以外の者が，規則第 45 条の 5 に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合 には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部により「受理印」が押 なつされた同法施行規則第45条 の 4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し <br> （省略） |改正前


|  |  | 別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われて いる者であることを証明する <br> 「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し。 <br> （4）麻薬等原料輸出業者以外の者が，規則第 45 条の 5 に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合 には，厚生労働省地方（支）局麻薬取締部により「受理印」が押 なつされた同法施行規則第45条 の 4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 |
| :---: | :---: | :---: |
| ロ。 <br> （同左） | （同左） | （同左） |

（3）他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書若しくは承認書又は検査の完了若しくは条件の具備を証する書類については，再使用 されないよう処理した上，輸出許可後輸出申告者を通じ輸出者に返還す るものとする。なお，他の法令の規定により必要とされる輸出に係る許可書等の税関における処理について，他の法令の主務官庁から特に要請 がある場合には，当該要請に係る要領により処理するものとする。

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。
改正後改正前
（他法令による許可，承認等の確認）
$70 — 3 — 1$ 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用に ついては，次による。
（1）法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は，別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり，当該法令の規定のらち輸入の規制に係る主要な条項は，同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については，輸入申告の際に，同表第3欄に掲げる許可書又は承認書等により，同項に規定する許可，承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。
（2）法第70条第2項に規定する他の法令は，別表第2の第1欄に掲げる法令であり，当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は，同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については，税関の審査及び法第 67 条の検査の際に，同表第 3 欄に掲げる証明書等により，同項に規定する検査の完了又は条件の具備について，その証明を求め確認 するものとする。
（3）他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1の第3欄に掲げ る許可書又は承認書等又は別表第 2 の第 3 欄に掲げる証明書等につい て，輸入者より返却の申出がある場合であって，税関が返却することが適当であると認めた場合は，処理済の記載を行った上，輸入許可後に輸入者に返却して差し支えない。
（4）別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「その写し」と規定され，写しに よる証明又は確認が可能な場合であっても，税関の審査の際に，原本に より確認する必要があると判断した場合は，原本の提示を求めるものと する。

## 別表第1

| 法 令 名 | 輸入の規制に <br> 関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| :---: | :--- | :--- |
| イ． |  |  |

（他法令による許可，承認等の確認）
$70 — 3 — 1$ 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用に ついては，次による。
（1）別表第1の第1欄に掲げる法令は，同条第1項に規定する法令であり， それらの法令の規定のらち輸入の規制に係る主要なものは同表の第2欄 に掲げる条項の規定である。これらの法令については，輸入申告の際に同表第3欄に掲げる許可書等により，同項に規定する許可，承認等を受 けている旨を証明させることとする。

なお，内取通関の場合その他輸入申告者において必要があるため許
可，承認書原本の返還の申出がある場合には，処理済の記載を行った上，返還して差し支えない。
（2）別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令は，同条第 2 項に規定する法令であ り，それらの法令の規定のらち輸入の規制に係る主要なものは同表の第 2 欄に掲げる条項の規定である。これらの法令については，法第 67 条 （（輸出又は輸入の許可））の検査（輸入貨物についての審查のため通関部門が行う貨物確認を含む。）その他輸入申告に係る税関の審査の際に同表第 3 欄に掲げる許可書等により，同項に規定する検査の完了又は条件 の具備を証明させることとする。
(新規)
（新規）

別表第1

| 法 令 名 | 輸入の闃す制に <br> 関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| :---: | :---: | :---: |
| $イ$. |  |  |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 輸入の届出）） <br> 第50条の31（（麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出）） <br> 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 <br> （昭和28年厚生省令第14号） <br> 第27条（携帯輸入 ）） | を輸入しようとする場合には，第50条の 4 において準用する第 4条（（免許証））の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証 の写し」 <br> （5）規則別表第一の中欄に掲げ る向精神薬であって，その成分 たる向精神薬の分量を超えるも の又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるもの を携帯して輸入する者である場合は，厚生労働省薬事監視員に より「確認済」の印が押なつさ れた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出 されることとなっているので， その確認をもつて，規則第 27 条第2項に規定する書類の確認に代える。 <br> （6）麻薬等原料輸入業者が，第 50 条 29 の規定により，麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第 8 条の 2 に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には，厚生労働省地方厚生 <br> （支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条 の 4 （（輸入及び輸出の届出））に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」又はその写し <br> （7）麻薬等原料輸入業者が，別表第4に掲げる麻薬向精神薬原 |  | 出）） <br> 第50条の31（（麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出）） <br> 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 <br> （昭和28年厚生省令第14号）第27条（携帯輸入 ）） | を輸入しようとする場合には，第50条の 4 において準用する第 4 条（（免許証））の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証 の写し」 <br> （5）規則別表第一の中欄に掲げ る向精神薬であって，その成分 たる向精神薬の分量を超えるも の又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるもの を携帯して輸入する者である場合は，厚生労働省薬事監視員に より「確認済」の印が押なつさ れた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出 されることとなっているので， その確認をもつて，規則第27条第2項に規定する書類の確認に代える。 <br> （6）麻薬等原料輸入業者が，第 50条29の規定により，麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28年政令第57号）第 8 条の 2 に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には，厚生労働省地方厚生 <br> （支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条 の 4 （（輸入及び輸出の届出））に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」 <br> （7）麻薬等原料輸入業者が，別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原 |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （千）あへん法 （昭和29年法律第71号） | 第 6 条（（輸入及び輸出の禁止）） | 料のらち同令第8条の2（（第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料））に規定する麻薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には，厚生労働省地方厚生 <br> （支）局麻薬取締部長が発行す る第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であるこ とを証明する「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」の写し <br> （8）麻薬等原料輸入業者以外の者が，規則第 45 条の 5 （（輸入及 び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量））に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の31の規定により厚生労働大臣に届け出て輸入する場合に は，厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部により「受理印」 が押なつされた規則第45条の 4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」又はその写し <br> 第6条第1項ただし書に規定す る国の委託をうけた者に厚生労働省医薬•生活衛生局監視指導 －麻薬対策課長が交付する「あ へん輸入委託証明書」又はその写し又は同条第2項の規定によ り厚生労働大臣が交付する「け しがら輸入許可書」又はその写 | （千）あへん法 （昭和29年法律第71号） | 第6条（（輸入及び輸出の禁止）） | 料のうち同令第 8 条の 2 （（第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料））に規定する麻薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には，厚生労働省地方厚生 <br> （支）局麻薬取締部長が発行す る第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であるこ とを証明する「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」の写 し。 <br> （8）麻薬等原料輸入業者以外の者が，規則第45条の5（（輸入及 び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量））に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の31の規定により厚生労働大臣に届け出て輸入する場合に は，厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部により「受理印」 が押なつされた規則第45条の4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」 <br> 第6条第1項ただし書に規定す る国の委託をうけた者に厚生労働省医薬食品局監視指導•麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又は同条第2項 の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」 |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （帏） <br> （省略） | （省略） | （省略） | （师） （同左） | （同左） | （同左） |
| （又）肥料取締法 （昭和25年法律第127号） | 第 4 条第 3 項（（登録を受ける義務））第5条（（仮登録を受ける義務））第16条の 2 （（指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出））第22条（（特殊肥料 の輸入業者の届出 ）） <br> 第33条の 2 （（外国生産肥料の登録及 び仮登録）） <br> 第35条（（適用の除外）） | （1）輸入物品が第2条第2項 （（定義））に規定する「普通肥料」である場合には，申請者の別 に応じ，次に掲げる書類 <br> イ。輸入業者の申請に係るもの「登録証」又はその写し又は <br> 「仮登録証」又はその写し若し くは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費•安全局長 の「証明書」又はその写し（以下「登録証等」という。） <br> 口。外国生産業者の申請に係る もの <br> （イ）外国生産業者自らが輸入 する場合「登録証等」又はその写し <br> （ㅁ）国内管理人又は輸入業者 が輸入する場合その旨の農林水産省消費•安全局長の「証明書」又はその写し <br> （2）輸入物品が第 4 条第 1 項に規定する「指定配合肥料」であ る場合は，当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費•安全局長の「証明書」区 はその写し <br> （3）輸入物品が第2条第2項に規定する「特殊肥料」である場合は，当該特殊肥料の輸入業者 | （又）肥料取締法 （昭和25年法律第127号） | 第4条第3項（（登録を受ける義務））第5条（（仮登録を受ける義務））第16条の2（（指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出））第22条（（特殊肥料 の輸入業者の届出 ）） <br> 第33条の 2 （（外国生産肥料の登録及 び仮登録）） <br> 第35条（（適用の除外）） | （1）輸入物品が第2条第2項 （（定義））に規定する「普通肥料」である場合には，申請者の別 に応じ，次に掲げる書類 <br> イ。輸入業者の申請に係るもの <br> 「登録証」又は「仮登録証」若 しくは登録等を受けた肥料であ る旨の農林水産省消費•安全局長の「証明書」（以下「登録証等」という。） <br> ロ。外国生産業者の申請に係る もの <br> （イ）外国生産業者自らが輸入 する場合「登録証等」 <br> （口）国内管理人又は輸入業者 が輸入する場合その旨の農林水産省消費•安全局長の「証明書」 <br> （2）輸入物品が第 4 条第 1 項に規定する「指定配合肥料」であ る場合は，当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費•安全局長の「証明書」 <br> （3）輸入物品が第 2 条第 2 項に規定する「特殊肥料」である場合は，当該特殊肥料の輸入業者 である旨の都道府県知事の「証 |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （省略） <br> （ヲ）砂糖及びで ん粉の価格調整 に関する法律 （昭和40年法律第109号） | （省略） | である旨の都道府県知事の「証明書」又はその写し | （ル） <br> （同左） | （同左） | 明書」 |
|  |  | （省略） |  |  | （同左） |
|  | 第5条第3項（（輸 | 第5条第3項（第11条第12項及 | （ヲ）砂糖及びで | 第5条第3項（（輸 | 第5条第3項（第11条第12項及 |
|  | 入に係る指定糖の | び第27条第2項において準用す | ん粉の価格調整 | 入に係る指定糖の | び第27条第2項において準用す |
|  | 機構への売渡し）） | る場合を含む。）の規定により | に関する法律 | 機構への売渡し）） | る場合を含む。）の規定により |
|  | （第11条第12項及 | 独立行政法人農畜産業振興機構 | （昭和40年法律 | （第11条第12項及 | 独立行政法人農畜産業振興機構 |
|  | び第27条第2項に | （以下「機構」という。）が交 | 第109号） | び第27条第2項に | が交付する「義務売渡しに係る |
|  | おいて準用する場 | 付する「義務売渡しに係る指定 |  | おいて準用する場 | 指定糖の買入れ及び売戻し承諾 |
|  | 合を含む。） | 糖の買入れ及び売戻し承諾書」 |  | 合を含む。） | 書」，「輸入異性化糖等の買入 |
|  |  | の写し，「輸入異性化糖等の買 |  |  | れ及び売戻し承諾書」又は「義 |
|  |  | 入れ及び売戻し承諾書」の写し |  |  | 務売渡しに係る指定でん粉等の |
|  |  | 又は「義務売渡しに係る指定で |  |  | 買入れ及び売戻し承諾書」 |
|  |  | ん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し |  |  |  |
| （ワ）加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 （昭和40年法律第112号） | 第 13 条（（指定乳製品等の輸入）） <br> 第14条（（輸入に係 る指定乳製品等の機構への売渡し）） | （1）機構の委託を受けた者が指定 | （口）加工原料乳 <br> 生産者補給金等暫定措置法 （昭和40年法律第112号） | 第 13 条（（指定乳製品等の輸入）） <br> 第14条（（輸入に係 る指定乳製品等の機構への売渡し）） | （1）独立行政法人農畜産業振興 |
|  |  | 乳製品等を輸入する場合には， |  |  | 機構（以下「機構」 という。） |
|  |  | 機構理事長の印が押なつされた |  |  | の委託を受けた者が指定乳製品 |
|  |  | 「指定乳製品等輸入業務委託証 |  |  | 等を輸入する場合には，機構理 |
|  |  | 明書」又はその写し |  |  | 事長の印が押なつされた「指定 |
|  |  | （2）第14条第1項の規定により |  |  | 乳製品等輸入業務委託証明書」 |
|  |  | 機構に売渡しをする者が指定乳 |  |  | （2）第14条第1項の規定により |
|  |  | 製品等を輸入する場合には，機 |  |  | 機構に売渡しをする者が指定乳 |
|  |  | 構理事長の印が押なつされた |  |  | 製品等を輸入する場合には，機 |
|  |  | 「指定乳製品等の買入•売戻承 |  |  | 構理事長の印が押なつされた |
|  |  | 諾書」又はその写し |  |  | 「指定乳製品等の買入•売戻承 |
|  |  |  |  |  | 諾書」 |
|  |  | （3）第14条第2項の規定により |  |  | （3）第14条第2項の規定により |
|  |  | 機構と契約を締結する者が指定 |  |  | 機構と契約を締結する者が指定 |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{r} (ナ) \\ \sim(\text { (省略) } \\ \hline \end{array}$ | （省略） | 管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し <br> （省略） | $\begin{array}{r} (\dagger) \sim(\Lambda) \\ (\text { 同左 }) \\ \hline \end{array}$ | （同左） | 管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し <br> （同左） |
| 別表第2 |  |  | 別表第2 |  |  |
| 法 令 名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する証明書等 | 法 令 名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| イ．食品衛生法 （昭和22年法律第233号） | 第 6 条（（不衛生食品等の販売等の禁止）） <br> 第 9 条第 2 項（（輸出国の証明）） <br> 第10条（（化学的合成品等の販売等の制限）） <br> 第11条第2項（（食品等の規格及び基準）） <br> 第16条（（有毒器具等の販売等の禁止 ）） <br> 第18条第2項（（器具等の規格及び基準）） <br> 第26条（（食品等の検査命令）） <br> 第27条（（食品等の輸入の届出）） <br> 第28条（（報告•臨検検査•収去））第62条（（おもちゃ | （1）第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する <br> 「食品等輸入届書」の届出済証又はその写し（当該届書に「輸入食品等届出済」印が押なつさ れたもの。ただし，第26条又は第28条の規定により検査が実施 されたものについては，「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる） <br> （2）規則の別表第12に掲げる食品等については，「食品等輸入届書の写し」 | イ．食品衛生法 （昭和22年法律第233号） | 第 6 条（（不衛生食品等の販売等の禁止）） <br> 第 9 条第 2 項（（輸出国の証明）） <br> 第10条（（化学的合成品等の販売等の制限）） <br> 第11条第2項（（食品等の規格及び基準）） <br> 第16条（（有毒器具等の販売等の禁止 ）） <br> 第18条第2項（（器具等の規格及び基準） <br> 第26条（（食品等の検査命令）） <br> 第27条（（食品等の輸入の届出）） <br> 第28条（（報告•臨検検査•収去））第62条（（おもちゃ | （1）第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する <br> 「食品等輸入届書」の届出済証 （当該届書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。た だし，第26条又は第28条の規定 により検査が実施されたものに ついては，「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押な つされる） <br> （2）規則の別表第12に掲げる食品等については，「食品等輸入届書の写し」 |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 口．植物防疫法 （昭和25年法律第151号） | についての準用））食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第 23 号）第 32 条第 1 項及び第2項 （（ 輸入の届出）） <br> 第6条（輸入の制限）） <br> 第 7 条第 1 項（（輸入の禁止）） <br> 第8条（（輸入植物等の検査）） | （1）輸入物品が次に掲げる物品 である場合には，植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第 19 条（（証明書の交付））第 1 項又は第 2 項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物輸入認可証印」（同規則別記第 8 号様式 （淀めるもの）若しくは添付した「植物輸入認可証票」 <br> （同規則別記第8号様式（口）に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物輸入認可証明書」（同規則別記第8号様式（八） に定めるもの）又はその写し イ 第 8 条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物 <br> （注）及びその容器包装 <br> 口 第 7 条第 1 項に規定する輸入禁止品 <br> 八同規則第 14 条に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるも の <br> （注）農林水産大臣が指定した | 口．植物防疫法 （昭和25年法律第151号） | についての準用））食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第 23 号）第 32 条第 1 項及び第2項 （（ 輸入の届出）） <br> 第 6 条（ 輸入の制限）） <br> 第 7 条第 1 項（（輸入の禁止）） <br> 第 8 条（（輸入植物等の検査）） | （1）輸入物品が次に掲げる物品で ある場合には，植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号 ）第19条（（証明書の交付））第 1項又は第 2 項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物輸入認可証印」（同規則別記第 8 号様式（1 ）に定めるもの）若しくは添付 した「植物輸入認可証票」（同規則別記第 8 号様式（口）に定め るもの）又は当該輸入者に交付 した「植物輸入認可証明書」 <br> （同規則別記第 8 号様式（八）に定めるもの） <br> イ 第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物 <br> （注）及びその容器包装 <br> ロ 第 7 条第 1 項に規定する輸入禁止品 <br> 八 同規則第14条に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるも の <br> （注）農林水産大臣が指定した |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

## （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | より農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」（同規則別記第 7号様式（イ）に定めるもの）若し くは添付した「植物検査合格証票」（同規則別記第 7 号様式（口 ）に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物検査合格証明書」（同規則別記第 7 号様式 （八）に定めるもの）又はその写 ᄂ |  |  | より農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」（同規則別記第 7号様式（イ）に定めるもの）若し くは添付した「植物検査合格証票」（同規則別記第 7 号様式（口 ）に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物検査合格証明書」（同規則別記第 7 号様式 （八）に定めるもの） |
| （省略） | （省略） | （省略） | ${ }^{\text {八. }}{ }_{(\text {同左) }}$ | （同左） | (同左) |
| 二．家畜伝染病予防法（昭和 26年法律第166号） | 第36条（（輸入禁止 ）） <br> 第37条（（輸入のた めの検査証明書の添付）） <br> 第40条（（輸入検査 ）） <br> 第42条（（郵便物と しての輸入）） | （1）輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合に は，第 40 条第 2 項に規定する検査の結果，第44条第2項（（輸入検疫証明書の交付等））及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26年農林省令第 35 号）第 51 条（（輸入検疫証明書等））の規定により農林水産省動物検疫所が交付す る「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第 24 号に定めるもの）又はその写しが輸入者から輸入通関の際に提出されることとな つているので，その確認をもつ て，第36条第1項ただし書に規定する許可の確認に代える。 <br> （2）輸入物品が，第37条に規定 する指定検疫物である場合に | 二．家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） | 第36条（（輸入禁止 ）） <br> 第37条（（輸入のた めの検査証明書の添付）） <br> 第40条（（輸入検査 ）） <br> 第42条（（郵便物と しての輸入）） | （1）輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合に は，第40条第2項に規定する検査の結果，第44条第2項（（輸入検疫証明書の交付等））及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26年農林省令第 35 号）第 51 条（（輸入検疫証明書等））の規定により農林水産省動物検疫所が交付す る「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第 24 号に定めるもの） が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているの で，その確認をもつて，第36条第1項ただし書に規定する許可 の確認に代える。 <br> （2）輸入物品が，第37条に規定 する指定検疫物である場合に |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。
改正後


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後


改正前
$\square$
．

8 号及び高圧ガス保安法施行令 （平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号（（適用除外））の規定に基づくエアゾール製品等で ある場合には，前記（1）にかかわ らず，輸入者が平成 9 年 3 月通商産業省告示第139号第4条に定 める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国 の検査機関，輸入されるエアゾ ール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」
（注）前記（2）において緩衝装置輸入規制適用除外碓認証明書，
自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又 は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は，第22条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなけ ればならない可能性があるので留意する。また，前記（3）におい て試験成績書が提出されない場合は，第22条第 1 項に基づく都道府県知事の検査を受けなけれ ばならないので留意する。

卜．医薬品，医療機器等の品質，有効性及 び安全性の確

第12条《製造販売業の許可》
第13条《製造業の許可》

輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合
（1）輸入する場合（下記の（2）及 び（3）を除く。）

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。
改正後

保等に関する法律 （昭和35年法律第145号）

第14条《医薬品，
医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》
第14 条の9《製造販売の届出》
第19 条の 2 《外国製造医薬品等の製造販売の承認》
第23条の 2 《製造販売業の許可》
第 23 条の 2 の 3《製造業の登録》
第 23 条の 2 の 5
《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》
第 23 条の 2 の 12《製造販売の届出》
第23条の2 の17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》
第23条の2 の 23
《指定高度管理医療機器等の製造販売の認証》
第23条の 20 《製造販売業の許可》第 23 条の 22 《製造業の許可》第23条の 25 《再生

イ．第 12 条，第 23 条の 2 又は第 23条の 20 に基づき，製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合
規則第94条，第114条の56及び第137条の56の規定に基づく「医薬品等製造販売承認書」の写し，「医薬品等製造販売認証
書」の写し，又は「医薬品等製造販売届書」の写し，及び「製造販売業許可証」の写し
当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し，「医薬品等製造販売認証書」の写し，又は「医薬品等製造販売届書」 の写し，及び「製造販売業許可証」の写し
ロ．第 13 条，第 23 条の 2 の 3 又 は第 23 条の 22 に基づき，製造許可又は登録を受けた業者（以下
「製造業者」という。）が製造 するために輸入する場合
規則第 95 条，第 114 条の 57 及び第137条の57の規定に基づく $\frac{\text { 「医薬品等製造販売承認書」の }}{\text { 写し，「医薬品等製造販売認証 }}$書」の写し，「医薬品等製造販
売届書」の写し，又は「「原薬等登録原簿登録証」の写し，及び

保等に関する
法律
（昭和 35 年法律第145号）

改正前
第14条《医薬品，医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》
第14条の9《製造販売の届出》
第19 条の 2 《外国製造医薬品等の製造販売の承認》
第23条の 2 《製造販売業の許可》
第 23 条の 2 の 3《製造業の登録》
第23条の2 の5
《医療機器及び体
外診断用医薬品の製造販売の承認》
第 23 条の 2 の 12《製造販売の届出》
第 23 条の 2 の 17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》
第23条の2の23
《指定高度管理医療機器等の製造販売の認証》
第23条の 20 《製造販売業の許可》
第23条の 22 《製造業の許可》
第23条の 25 《再生

イ．第 12 条，第 23 条の 2 又は第 23条の 20 に基づき，製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合
規則第 94 条，第 114 条の 56 及び第137条の56の規定に基づく「製造販売用医薬品等輸入届書」（規則様式第50）の写し及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「製造販売用医薬品等輸入変更届書（規則様式第51） の写し

ロ．第 13 条，第 23 条の 2 の 3 又 は第23条の 22 に基づき，製造許可又は登録を受けた業者（以下「製造業者」という。）が製造 するために輸入する場合
規則第95条，第114条の57及び第137条の57の規定に基づく $\frac{\text { 「製造用医薬品等輸入届書」 }}{\text {（規則様式第52）の写し及び当 }}$該届書の内容に変更が生じた場合には「製造用医薬品等輸入変 $\frac{\text { 更届書」（規則様式第52の2）}}{\text { の写し }}$

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。


【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。


## 別紙 1

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
|  |  | が確認できる書類（輸出時の通 <br> 関関係書類を含む。） |  |

## 第 4 節 特殊輸入通関

（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い） $76 — 4 — 7$ 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては，次による。
（1）（省略）
（2）輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品，同項第8号に規定する児童ポルノ，同項第 9 号に規定する特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権，回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで，第 11 号若 しくは第 12 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有してい る場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは，当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立 てを行った場合に限り，それ以外の物品とを仕分けさせた上，当該該当物品等以外の物品について通関を認める。

## 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）

## （用語の定義）

69 の $2 ~ 69$ の $10-1$ この節において使用する次の用語の意義は，それぞ れ次に定めるところによる。
（1）（省略）
（2）「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第47号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示，同項第3号に規定する商品の形態又は同項第11号若しくは第12号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69条の3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。
（3）～（18）（省略）

改正前

|  |  | が確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） |
| :---: | :---: | :---: |

第4節 特殊輸入通関
（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）
$76 — 4 — 7$ 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては，次による。
（1）（同左）
（2）輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品，同項第8号に規定する児童ポルノ，同項第 9 号に規定する特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権，回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで，第 10 号若 しくは第 11 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有してい る場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは，当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立 てを行った場合に限り，それ以外の物品とを仕分けさせた上，当該該当物品等以外の物品について通関を認める。

第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）

## （用語の定義）

69 の $2 ~ 69$ の 10 － 1 この節において使用する次の用語の意義は，それぞ れ次に定めるところによる。
（1）（同左）
（2）「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示，同項第3号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69条の3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。
（3）～（18）（同左）

| 改正 | 改 |
| :---: | :---: |
| （知的財産の侵害とはならない物品） | （知的財産の侵害とはならない物品） |
| 69 の 2－6 知的財産の侵害とならないものとして，例えば次のような物品 | 69 の 2－6 知的財産の侵害とならないものとして，例えば次のような物品 |
| あるので留音す | があるので卯音する。 |
| （1）及び（2） | （1）及び（2）（同左） |
| （3）保護対象商品等表示等については，不正競争防止法第19条第1項第 | （3）保護対象商品等表示等については，不正競争防止法第19 条第1項第 |
| 1 号から第 5 号まで又は第 8 号（（適用除外等））に掲げる行為を組成す る物品 | 1 号から第 5 号まで又は第 7 号（（適用除外等））に掲げる行為を組成す る物品 |
| （輸出（積戻し）差止申立書の添付資料） | （輸出（積戻し）差止中立書の添付資料） |
| 69 の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は，以下 のとおりとする。 | 69 の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は，以下の |
| （1） |  |
| イ～八（省略） |  |
| 保護対象商 | 対象商品等表示等 |
| 法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。） | 法第 69 条の4第1項に規定する書面（以下この節において「経済業大臣申立時意見書」という。） |
| お，税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段 | お，税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段 |
| ある場合は，経済産業大臣申立時意見書を除き，輸出差止申立ての | る場合は，経済産業大臣申立時意見書を除き，輸出差止申立ての |
|  |  |
| 圣済産業大臣甲立時意見書には，次の事項について意見及びそ里由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済 | 経済産業大臣申立時意見書には，次の事項について意見及びそ理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済 |
| る意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以 | 業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。 |
| ～（3） | （3）（同左） |
| （4）不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 | （4）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段 |
| 外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像，音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているも のでなく，かつ，営業上用いられているものであること | 外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像，音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているも のでなく，かつ，営業上用いられているものであること <br> 不正競争防止法第2条第1項管11号に規定する技術的制限手 |
| 段 | 段 <br> 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以 |
| の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いて | の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いて |
| の事䒠 | （同左） |
| （2）侵害の事実を疎明するための資料 | （2）侵害の事実を疎明するための資料 |

## 別紙 1

## 改正後

輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事
実を疎明する資料であり，認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの
（注1）「侵害の事実」とは，国内外において現に侵害すると認める物品 が存在している必要性は必ずしもなく，過去に権利侵害があった こと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含 むことに留意する。
（注2）「利害関係者」とは，輸出差止申立てについて利害関係を有する と認められる者をいい，例えば，次の者をいう。以下この節にお いて同じ。
(1)~(3) (省略)

イ～ニ（省略）
ホ 育成者権
侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって，例えば次の（1）及び（2）に掲げる資料（当該物品が権利侵害 を構成することを証する判決書，仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は，この限りでない。）
（1）（省略）
（2）侵害すると認める物品を入手している場合には，そのDNA鑑定書
なお，提出された上記（1）及び（2）のD N A 鑑定書については，農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めることとし，鑑定方法その他 の事情により当該物品に係るD N A 鑑定書として適当であることの確認ができない場合には，当該輸出差止申立ては受理しないこととす る。この場合には，当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示す ることとする。
（3）～（5）（省略）
（輸出差止申立ての受理前の公表等）
69 の4－6 前記69 の4－2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは，速やかに以下の事務を行うものとする。
（1）税関ホームページにおける公表等
総括知的財産調査官は，申立審査通達の第2章において準用する第1章の 2 の（1）により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき，次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には，利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。

改正前
輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり，認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの
（注1）「侵害の事実」とは，国内外において現に侵害すると認める物品 が存在している必要性は必ずしもなく，過去に権利侵害があった こと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含 むことに留意する。
（注2）「利害関係者」とは，輸出差止申立てについて利害関係を有する と認められる者をいい，例えば，次の者をいう。以下この節にお いて同じ。
(1)~③ (同左)

イ～ニ（同左）
ホ 育成者権
侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって，例えば次の（1）及び（2）に掲げる資料（当該物品が権利侵害 を構成することを証する判決書，仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は，この限りでない。）
（1）（同左）
（2）侵害すると認める物品を入手している場合には，そのDNA鑑定書
なお，提出された上記（1）及び（2）のD N A 鑑定書については，農林水産省食料産業局新事業創出課に確認を求めることとし，鑑定方法その他の事情により当該物品に係るD N A 鑑定書として適当であることの確認ができない場合には，当該輸出差止申立ては受理しないこととす る。この場合には，当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示す ることとする。
（3）～（5）（同左）
（輸出差止申立ての受理前の公表等）
69 の 4－6 前記 69の4－2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したとき は，速やかに以下の事務を行うものとする。
（1）税関ホームページにおける公表等
総括知的財産調查官は，申立審査通達の第2章において準用する第1章の 2 の（1）により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき，次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には，利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。

## 改正後

なお，申立番査通達の第2章において準用する第1章の3の1）によ り，公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要で あると判明した場合は，申立人に補正を求め，補正後速やかに公表する ものとする。
（1）（省略）
（2）「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で，請求項が限定されている場合には，当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については，次の内容を表示する。
イ及びロ（省略）
八不正競争防止法
（イ）及び（ロ）（省略）
（八）同法第 2 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段
（3）～（6）（省略）
（2）～（5）（省略）
（経済産業大臣意見照会手続等）
69 の 8—2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。
（1）（省略）
（2）経済産業大臣意見照会は，「経済産業大臣意見照会書」（ $\mathrm{C}-5738$ ） に，経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて， これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において，「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には，侵害物品か否か認定 しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また，添付資料は，輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続にお いて提出した証拠•意見の写しとする。この場合において，経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は，正副2部と する。なお，不正競争防止法第2条第1項第11号又は第12号の行為 を組成する物品に係る意見照会を行う場合は，必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。
（3）～（5）（省略）

第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）
（用語の定義）
69 の $11 ~ 69$ の $21-1$ この節において使用する次の用語の意義は，それぞ

なお，申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の（1）によ り，公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要で あると判明した場合は，申立人に補正を求め，補正後速やかに公表する ものとする。
（1）（同左）
（2）「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で，請求項が限定されている場合には，当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については，次の内容を表示する。
イ及びロ（同左）
八 不正競争防止法
（イ）及び（口）（同左）
（八）同法第 2 条第 1 項第 10 号又は第 11 号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段
（3）～（6）（同左）
（2）～（5）（同左）
（経済産業大臣意見照会手続等）
69 の 8—2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。
（1）（同左）
（2）経済産業大臣意見照会は，「経済産業大臣意見照会書」（ $\mathrm{C}-5738$ ） に，経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて， これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において，「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には，侵害物品か否か認定 しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また，添付資料は，輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続にお いて提出した証拠•意見の写しとする。この場合において，経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は，正副2部と する。なお，不正競争防止法第 2 条第1項第10号及び第11号の行為 を組成する物品に係る意見照会を行う場合は，必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。
（3）$\sim(5)$
（同左）

第8節 知的財産侵害物品（輸入）
（用語の定義）
69 の 11～69 の $21-1$ この節において使用する次の用語の意義は，それぞ
れ次に定めるところによる。
（1）（省略）
（2）「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若 しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示，同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第11号若しくは第12号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12 （（輸入してはなら ない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をい ら。
（3）～（21）（省略）
（知的財産の侵害とはならない物品）
69 の $11-6$ 知的財産の侵害とならないものとして，例えば次のような物品があるので留意する。
（1）～（4）（省略）
（5）保護対象商品等表示等については，不正競争防止法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 8 号（（適用除外等））に掲げる行為を組成す る物品
（6）（省略）
（輸入差止申立書の添付資料）
69 の $13-3$ 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は，以下のとおりと する。
（1）知的財産の内容を証する書類
イ～八（省略）
二保護対象商品等表示等
法第 69 条の 13 第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）

なお，税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段 がある場合は，経済産業大臣申立時意見書を除き，輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。
（注）経済産業大臣申立時意見書には，次の事項について意見及びそ の理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。
（1）～（3）（省略）
（4）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影

れ次に定めるところによる。
（1）（同左）
（2）「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若 しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示，同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12 （（輸入してはなら ない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をい ら。
（3）～（21）（同左）
（知的財産の侵害とはならない物品）
69 の $11-6$ 知的財産の侵害とならないものとして，例えば次のような物品があるので留意する。
（1）～（4）（同左）
（5）保護対象商品等表示等については，不正競争防止法第 19 条第 1 項第 1 号から第5号まで又は第7号（（適用除外等））に掲げる行為を組成す る物品
（6）（同左）
（輸入差止申立書の添付資料）
69 の 13－3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は，以下のとおりと する。
（1）知的財産の内容を証する書類
イ～八（同左）
二保護対象商品等表示等
法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）

なお，税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段 がある場合は，経済産業大臣申立時意見書を除き，輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。
（注）経済産業大臣申立時意見書には，次の事項について意見及びそ の理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。
（1）～3）（同左）
（4）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影

## 改正後

像，音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているも のでなく，かつ，営業上用いられているものであること
（5）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像，音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いて いるものであること
（6）（省略）
（2）侵害の事実を疎明するための資料
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり，認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの
（注1）「侵害の事実」とは，国内外において現に侵害すると認める物品 が存在している必要性は必ずしもなく，過去に権利侵害があった こと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含 むことに留意する。
（注2）「利害関係者」とは，輸入差止申立てについて利害関係を有する と認められる者をいい，例えば，次の者をいう。以下この節にお いて同じ。
（1）～（3）（省略）
イ～ホ（省略）
～育成者権
侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって，例えば次の（1）及び（2）に掲げる資料（当該物品が権利侵害 を構成することを証する判決書，仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は，この限りでない。）
（1）（省略）
（2）侵害すると認める物品を入手している場合には，そのDNA鑑定書
なお，提出された上記（1）及び（2）のD N A 鑑定書については，農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めることとし，鑑定方法その他 の事情により当該物品に係るD N A 鑑定書として適当であることの確認ができない場合には，当該輸入差止申立ては受理しないこととす る。この場合には，当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示す ることとする。
（3）～（5）（省略）

像，音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているも のでなく，かつ，営業上用いられているものであること
（5）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像，音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いて いるものであること
（6）（同左）
（2）侵害の事実を疎明するための資料
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり，認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの
（注1）「侵害の事害」とは，国内外において現に侵害すると認める物品 が存在している必要性は必ずしもなく，過去に権利侵害があった こと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含 むことに留意する。
（注2）「利害関係者」とは，輸入差止申立てについて利害関係を有する と認められる者をいい，例えば，次の者をいう。以下この節にお いて同じ。
(1) ~ (3) (同左)

イ～ホ（同左）
へ 育成者権
侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって，例えば次の（1）及び（2）に掲げる資料（当該物品が権利侵害 を構成することを証する判決書，仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は，この限りでない。）
（1）（同左）
（2）侵害すると認める物品を入手している場合には，そのDNA鑑定書
なお，提出された上記（1）及び（2）のD N A 鑑定書については，農林水産省食料産業局知的財産新事業創出課に確認を求めることとし，鑑定方法その他の事情により当該物品に係るD N A 鑑定書として適当であ ることの確認ができない場合には，当該輸入差止申立ては受理しない こととする。この場合には，当該申立てを行った者に同課の回答内容 を開示することとする。
（3）～（5）（同左）

| 改正後 | 改正前 |
| :---: | :---: |
| （輸入差止申立ての受理前の公表等） | （輸入差止申立ての受理前の公表等） |
| 69 の 13－6 前記 69 の 13－2の規定に基づき提出された「輸入差止申立 | 69 の 13－6 前記 69 の 13－2の規定に基づき提出された「輸入差止申立 |
| 書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは，速やか | 書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは，速やか |
| に以下の事務を行うものとする。 | に以下の事務を行うものとする。 |
| （1）税関ホームページにおける公表 | （1）税関ホームページにおける公表等 |
| 総括知的財産調査官は，申立審査通達の第1章の 2 の（1）により申立 | 総括知的財産調査官は，申立審査通達の第1章の 2 の（1）により申立 |
| 涚関の本関知 |  |
| しに基づき，次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表す | 項を財務省の税関ホームページを利用して公表す |
| る。この場合には，利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付 | は，利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付 |
| 公 | 公 |
| 表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場 | 前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場 |
| 合は，申立人に補正を求め，補正後速やかに公表するものとする。 | は，申立人に補正を求め，補正後速やかに公表するものとする。 |
| （1）（省略） | （1）（同左） |
| （2）「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新 | （2）「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新 |
| 案権の場合で，請求項が限定されている場合には，当該請求項番号を | 案権の場合で，請求項が限定されている場合には，当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については，次の内容を表 |
| 示する。 |  |
|  | 又ひ |
| 不正競争防止 | 不正競争防止法 |
| （イ）及び（ロ）（省略） | （イ）及び（口）（同左） |
| （ハ）同法第 2 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の場合 経済産業大臣申 | （ハ）同法第 2 条第 1 項第 10 号又は第 11 号の場合 経済産業大臣申 |
|  | 立時意見書に記載されている技術的制限手段 |
|  |  |
| （2）～（5）（省略） | （2）～（5）（ 同左） |
| （経済産業大臣意見照会手続等） | （経済産業大臣意見照会手続等） |
| 69 の18－2 経済産業大臣意見照会 | 69 の 18－2 経済産業大臣意見貼 |
| （1）（省略） | （1）（同左） |
| （2）経済産業大臣意見照会は，「経済産業大臣意見照会書」（ $\mathrm{C}-5938$ ） | （2）経済産業大臣意見照会は，「経済産業大臣意見照会書」（ $\mathrm{C}-5938$ ） |
| に，経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて， | 産業大臣が意見を述べるに際し参考と |
| いおいて | 㳗済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において， |
| 圣済産業大臣意見照会書」に記載する理由には，侵害物品か否か認定 | 経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には，侵害物品か否か認定 |
| がたい理由をできる限り詳細に記載する。また，添付資料は，輸入差 | しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また，添付資料は，輸入差 |
| 止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続にお | 止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続にお |
| いて提出した証拠•意見の写しとする。この場合において，経済産業大 | て提出した証拠•意見の写しとする。この場合において，経済産業大 |
| 臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は，正副2部と | 臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は，正副2部と |
| 。なお，不正競争防止法第2条第1項第11号又は第12号の行為 | する。なお，不正競争防止法第2条第1項第 10 号及び第 11 号の行為 |
| を組成する物品に係る意見照会を行う場合は，必要に応じて疑義貨物の | を組成する物品に係る意見照会を行ら場合は，必要に応じて疑義貨物の |

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後改正前

| 改正後 | 改正前 |
| :---: | :---: |
| 見本を添付することとする。 （3）～（5）（省略） | 見本を添付することとする。 （3）～（5）（同左） |

